

大阪市告示第783号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

1 許可番号

令和6年3月7日大阪市指令計（開）第5－31号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区諸口6丁目209番12、209番13、209番14、209番15、210番2、
218番、218番1、219番、220番、221番1の一部、221番2の一部、
221番3の一部、222番、707番、708番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区緑1丁目1番1号
株式会社GRIBEE
代表取締役 山畠 敬右

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
道路	6.000m	141.690m	開発者	開発者	すみ切り7ヵ所含む
下水道	D=200mm	4.850m	大阪市	－	0号組立マンホールインバー ト付 1ヵ所 新設工
消防水利	－	－	開発者	開発者	防火水槽 40m ³ 1基

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)